

# 地方自治法第199条 第6項による要求監査 の結果

「契約事務の執行状況調査結果報告書（令和7年  
10月 総務部契約検査課）」に係る監査

豊中市監査委員

令和8年（2026年）5月28日

## 目次

第1	監査要求	3
1.	市長からの監査要求	3
第2	監査の概要	3
1.	監査の対象	3
(1)	対象事務	3
(2)	対象部局	3
2.	監査の期間	3
3.	監査の目的、主な確認事項	3
(1)	分割発注について	3
(2)	見積書の徴取方法について	4
(3)	分割発注等により市に損害が発生しているかの検証方法等が適切か。	4
第3	監査の実施	4
1.	監査実施概要	4
(1)	事務局調査	4
(2)	監査委員監査	4
2.	事務局調査概要	5
(1)	本件調査実施状況確認	5
(2)	内容調査概要	7
(3)	内容確認の概要	8
(4)	分離・分割契約に係る調査	9
3.	監査委員監査概要	16
(1)	分離・分割契約に係る判断に関して	16
(2)	事務局報告資料の確認	17
(3)	契約検査課（関係各課を含む。）の説明聴取	17

第4	監査の結果	32
1.	本件調査状況（調査対象・方法の妥当性）について	32
	（1）分割発注について	32
	（2）見積書の徴取方法について	33
2.	本件調査結果（本件報告書の内容）について	34
	（1）不適正（本件報告書では「不適切」）な分割案件として抽出されたものの妥当性について	34
	（2）分割発注が行われた背景・要因	41
	（3）見積書の徴取について	42
	（4）市への損害発生（経済的損失）について	43
第5	意見	44
1.	不適正な事務処理が行われた原因	44
2.	今後の改善に向けて	45
	（1）再発防止策の必要性	45
	（2）今回の件を踏まえ、既に実施されている改善策の概観	45
	（3）改善策の着実な実施、事務執行上の障壁等に即した適宜の改善、研修の実施等	47
	（4）その他（第1号随意契約適用に係る要留意事項）	47
	結語	48

## 地方自治法第199条第6項による要求監査の結果

### 第1 監査要求

#### 1. 市長からの監査要求

令和7年(2025年)10月16日付で豊中市長から「事務の執行に係る監査について(依頼)(豊総契第461号)」により、地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第6項に基づき監査が求められた。

内容としては、「契約事務の執行状況調査結果報告書(令和7年10月 総務部契約検査課)」(以下「本件報告書」という。)について、監査を行うことを求めるものである。

### 第2 監査の概要

#### 1. 監査の対象

##### (1) 対象事務

本件報告書において調査の対象とされた令和2年度(2020年度)から令和6年度(2024年度)までの5か年度において①全庁で執行された130万円以下(修繕の際、少額随意契約できる金額)の全修繕案件及び②見積書の徴取方法に対する調査(以下「本件調査」という。)

##### (2) 対象部局

総務部契約検査課(関係各課を含む。)

#### 2. 監査の期間

令和7年(2025年)10月16日から令和8年(2026年)5月27日まで

#### 3. 監査の目的、主な確認事項

監査に当たっては、主に次の事項を確認することとした。

##### (1) 分割発注について

- ① 市における調査対象年度を含めた調査対象、調査体制、調査方法は妥当であるか。
- ② 確認対象契約に関し不適正な分割発注該当性の有無を判別するための判断基準及びその適用関係は妥当であるか。

## (2) 見積書の徴取方法について

- ① 市における調査対象年度を含めた調査対象、調査体制、調査方法は妥当であるか。
- ② 見積書の徴取に関する事務処理に係る適否の判断は適切になされているか。

## (3) 分割発注等により市に損害が発生しているかの検証方法等が適切か。

# 第3 監査の実施

## 1. 監査実施概要

### (1) 事務局調査

- ① 令和7年10月29日付で総務部契約検査課（以下「契約検査課」という。）に本件報告書の作成の基礎となる資料の提出を求めたところ、同11月7日付で提出があった。
- ② 令和7年12月26日付で契約検査課に本件報告書に係る契約事務に関する質問票を送付したところ、令和8年1月26日付で回答があった。
- ③ 令和8年3月2日付で契約検査課に本件報告書に係る全庁への調査対象としなかった10万円未満の契約案件一覧の提出を求めたところ、同3月2日及び同3月17日に提出があった。
- ④ 令和8年3月10日付以降、関係各課に対し、本件報告書の作成の基礎となる資料から、同一会計年度において、契約金額の合計が130万円を超えると想定した施設（同一敷地又は同一丁目）について、修繕の必要性が明らかとなった日等に関する質問票を送付したところ、同年3月23日以降順次回答があった。
- ⑤ 対象部局への適宜の疑義照会・確認
- ⑥ 市議会質疑状況の確認
- ⑦ 判決事例、国の取り扱い方針、他自治体事例の把握
- ⑧ 監査検討資料の整理

### (2) 監査委員監査

- ① 事務局調査に関する指示、報告受け、進捗確認
- ② 資料内容の確認、検討
- ③ 契約検査課、財務部施設課（以下「施設課」という。）への説明聴取 令和8年4月21日（1回目）
- ④ 契約検査課、施設課、教育委員会事務局教育総務課（以下「教育総務課」という。）及び同学校施設管理課（以下「学校施設管理課」という。）への説明聴取 同年5月15日（2回目）
- ⑤ 監査結果の取りまとめ 令和8年5月27日

## 2. 事務局調査概要

### (1) 本件調査実施状況確認

#### ① 本件調査開始の背景等

豊中市議会令和7年6月定例会の一般質問において、議員から他自治体において本来一般競争入札に付すべき工事案件を分割し、随意契約により発注を行っていた事案があったことを踏まえ、本市における類似事案の有無及び課題認識などが問われた。当該一般質問に対して市は、徹底した調査を行う旨を答弁した。また、当該一般質問では見積書の徴取に関する疑義も示されており、これを受けて130万円以下の修繕案件及び見積書の徴取に係る本件調査に至ったものとのことである。

市議会においては、この後、令和7年9月定例会の一般質問で分割発注及び見積書徴取に関する質問があり、また閉会中継続審査とされた令和6年度の決算審査に係る各常任委員会においても、これらのことについて質疑が行われた。その後、令和7年12月定例会では契約事務の執行が不適切であったとして一般会計及び病院事業会計の令和6年度決算が不認定とされた。本市では過去40年に遡っても決算が不認定とされたことはなく、市長はこの結果を重く受け止め、改善を図る旨のメッセージを発出している。

#### ② 本件調査の調査対象

##### ア 対象年度

本件調査は、令和7年7月10日から同年10月6日までにかけて実施された。

契約に関する書類の保存年限は、豊中市行政文書管理規則（平成13年豊中市規則第76号）第39条第1項及び別表第2により5年と定められており、この時点においては、令和2年度から令和6年度までの契約に係る契約決議書等が保存期間中であった。このことから、本件調査においては、令和2年度から令和6年度までの5年間を調査対象としたとしている。

##### イ 対象契約及び除外範囲

本件調査は、10万円以上の案件を全庁への調査対象としている。10万円未満の案件は、契約検査課が合理的な範囲で確認したとしている。物品購入については、調査対象から除外している。

契約検査課は、調査対象を10万円以上とした理由として、「130万円を超える案件を10万円未満に分割することは考えにくい」とした上で、「ただし、例えば、135万円の案件を129万円と6万円に分割するなどの可能性も考えられたため、10万円未満の案件（4,832件）については契約検査課が確認」したとしている。本件報告書の分割案件一覧表には、10万円未満の案件として、令和4年度14番から17番（同一覧表P.64からP.71まで）に「放課後こどもクラ

「BLANコンセント修繕」に係る泉丘小学校 99,000 円ほか33件分の契約、令和5年度35番（同一覧表 P.85）に「第九中学校（体育教官室）空調機改修 99,000 円」、同38番（同一覧表 P.89）に「刀根山小学校CBふかし壁緊急修繕 49,500 円」の記載がある。

また、物品購入を除外した理由については、「10万円以上の物品購入は契約検査課が行っているため」、「80万円（物品購入の際少額随意契約できる金額）を超える案件を、原課が10万円未満に分割して発注することは考えにくい」としている。

この点について、調査は「契約事務の執行状況等を把握し、適正な事務執行を確保すること」を目的に行ったものであり、不適切な契約事務に関する対応策をいち早く講じ、適正な状態にすることが何よりも重要であったためとしている。

### ウ 経済的損失の算出方法

検証工事額は、実際に行った修繕の見積り内容から直接工事費を算出し、国土交通省の公共建築工事積算基準、土木工事標準積算基準書に基づき工事費（参考値）を簡略的に算出したとしている。

また、施設課においては3件を抽出し、市の単価によって積算を正確に行ったとしている。その他、都市基盤部基盤保全課の3件、環境部公園みどり推進課の1件、都市計画推進部都市整備課の4件を抽出し、同様に行ったとしている。

## ③ 本件調査の調査体制

契約等に係る企画・調整等業務を所管する契約検査課を調査担当とし、全庁で執行された該当契約を調査したとしている。

## ④ 本件調査における契約検査課の判断基準

会計課から提供を受けた支払データの「件名」、「金額」、所管課から回答のあった案件毎の「修繕場所」、「作業期間」、「発注先事業者名」、「案件に対する説明」等から総合的に判断して抽出したとしている。

判断に際しては、以下の国の方針・手引き等や他自治体の監査結果等をも踏まえたとしている。

- ア 中小企業者に関する国等の契約の基本方針
- イ 公共調達の適正化について（平成18年8月25日 財務省）
- ウ 官公需契約の手引（中小企業庁）
- エ 契約における実質的な競争性の確保に関する調査 - 役務契約を中心として - 結果報告書（平成26年1月 総務省行政評価局） 等

## ⑤ 確認件数

契約検査課、市立豊中病院、上下水道局が抽出した件数（カッコ内はうち10万円以上の件数）

ア	契約検査課	9,771件	(5,008件)
イ	市立豊中病院	761件	(697件)
ウ	上下水道局	1,252件	(1,247件)
	合計	総数 11,784件	(6,952件)

## ⑥ 事実確認方法

ア 本件調査における調査方法について

### (ア) 分割発注について

契約検査課は、本件調査の10万円以上の案件は、以下の項目のリストを全庁各部局に配布し、報告を求めたとしている。

- ・見積書徴取数 ・契約事業者以外すべての見積書徴取業者名及び金額
- ・見積書徴取1者の場合の理由 ・修繕の場所 ・作業期間
- ・分割の有無 ・分割数 ・工事・修繕全体の金額 ・分割の経緯、理由

分割の有無については各部局の報告のみによらず契約検査課でも確認。また、10万円未満の案件は契約検査課で確認したとしている。

### (イ) 見積書の徴取方法について

見積書を徴取した事業者から他の事業者が作成した見積書の提出を受けたことがあるか否かに関して全職員に、また、自社の見積書と合わせて他社の見積書を本市に提出したことがあるか否かに関して建築工事登録事業者139社及び小規模修繕登録事業者31社合計170事業者に調査を行い、その回答を受けて2回目の調査を行ったとしている。

## (2) 内容調査概要

### ① 関係書類徴取、契約検査課（関係各課含む。）への説明聴取を含めた内容確認

ア 提出を求めた書類の概要

(ア) 「契約事務の執行状況調査結果報告書」の「第2 調査結果」の作成の根拠となった資料一式

(イ) 下記の考え方を示した書類

- a 全修繕案件から「別紙 分割案件一覧表」記載の契約を抽出した考え方

- b 1者見積り、複数者見積りで特定者に他者見積り徴取依頼のあったものに関して、職員と事業者との間での金品等の授受など癒着が疑われる事実はなかったとしたことについての確認方法
  - c 検証工事額に関する算出方法（算出過程の例示）
- (ウ)本件報告書に係る全庁への調査の対象としなかった10万円未満の契約案件一覧

## イ 提出を受けた書類の概要

- (ア)「契約事務の執行状況調査結果報告書」の「第2 調査結果」の作成の根拠となった資料一式
- a 分割発注関係  
各部局からの契約検査課への回答及び契約検査課と各部局との質疑
  - b 見積書徴取関係  
職員、事業者からの聴き取り（1回目）及び同（2回目）
- (イ)上記①ア（イ）の考え方等について記載した書面
- (ウ)本件報告書に係る全庁への調査の対象としなかった10万円未満の契約案件一覧

## (3) 内容確認の概要

### ① 分割発注関係

対象部局に、本来あるべき事務と異なる事務慣行であったことに関し、契約事務の流れ等について、確認を行った。

関係各課に、本件報告書の作成の基礎となる資料を基に、同一会計年度に、契約金額の合計が130万円を超えると想定した施設（同一敷地又は同一丁目）において、同一工種又は同一事業者で契約金額の合計が130万円を超える契約について、「修繕の必要性を最初に把握した日」、「最初に見積りを依頼した日」、「契約日」、「契約日時点で、他契約の修繕事由・範囲を把握していたか」、「他契約と修繕区間、場所が、連続、隣接しているか」及び「契約が一括発注でない理由」等を確認した。

### ② 見積書徴取関係

市の調査結果の基となる資料の確認を行った。

## (4) 分離・分割契約に係る調査

### ① 判断基準の確認

#### ア 少額随意契約に関わる基本的な考え方

##### (ア) 地方自治法・同法施行令の規定

地方自治体が締結する契約については、地方自治法第234条第1項及び第2項により「一般競争入札」を原則とし、「随意契約」は、同法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第1号から第9号までに該当するときに限り、例外的に用いることができる。

すなわち、地方自治法では、最も競争性、透明性、経済性等に優れた一般競争入札を原則として掲げつつ、一定の場合には、指名競争入札、随意契約による方法により契約を締結することが認められている。

同法施行令第167条の2第1項第1号では、随意契約によることができる場合（少額随意契約）として、「売買、賃貸、請負その他の契約でその予定価格が別表第5上欄に掲げる契約の種類に応じ同表下欄に定める額の範囲内において普通地方公共団体の規則で定める額を超えないものをするとき」と定められており、豊中市財務規則（昭和46年豊中市規則第13号）第104条第1項で、その場合の予定価格が定められている。

令和7年4月の同法施行令改正前は、「工事又は製造請負」の場合に少額随意契約ができる額は「130万円以下」であった（同改正後は「200万円以下」となった。）。

##### (イ) 判例

議会の議決を要する1件の工事請負契約を、議会の議決を要しない規模の3件の契約に分割したことについて、平成16年6月1日最高裁判決では、「工期の短縮等の手段として工区を3つに分割することが、本件工事の内容、性質、実施場所等に照らして合理的であったなどの特段の理由に基づくものと認められる場合には、本件契約を締結したことについて、地方自治法第96条第1項第5号を潜脱する目的で行った違法なものということとはできない」とされている。

そのため、分割による少額随意契約の適否については、特段の合理的な理由が認められるか否かによって判断されるべきものであると解される。

## (ウ) 学説・文献

学説では、随意契約を可能とするように故意に工事又は製造を分割すること、当初から基準額に収まらないことを認識しながら基準額に抑えて契約し設計変更により目的を達成しようとする、物件の購入契約を故意に分割することは、いずれも違法であるとしている。

文献（「詳説自治体契約の実務」江原勲）では、「場所、時期、種類を大体において同じくするもので、現に契約をしようとする分量と契約を必要とすることが予定されるものを一括して1件として算出された予定価格の金額でなければならない。年度内に数回同一の契約をする必要があることが明らかであるにも関わらず、これをことさら限度額以下の少額の金額に分割して随意契約とすることは不当である。」との記載がある。

## (エ) 中小企業者育成に係る国等の考え方

官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律（昭和41年法律第97号）第3条に、国等の工事契約等で中小企業者の受注の機会の増大を図るよう努めなければならない旨規定され、同法第8条で、地方公共団体は、国の施策に準じて、中小企業者の受注の機会を確保するため必要な施策を講ずるよう努めなければならない旨定められている。

同法第4条第3項に基づく、中小企業者に関する国等の契約の基本方針では、中小企業・小規模事業者が受注しやすい工夫として、「分離・分割発注の推進」が挙げられており、分離・分割発注を的確に運用し、より活用していくための効率的な発注事例等が示されている。

## (オ) 総務省「契約における実質的な競争性の確保に関する調査-役務契約を中心として-結果に基づく勧告」（平成26年1月）

同一事業者との複数の少額随意契約について、いずれも業務内容、履行場所及び履行時期がほぼ同じであるなどのほか、業務は計画的に行われるものであることから、一括して一般競争入札を実施すべきものとされている。

その元となる結果報告書には、該当事例（遮光用カーテン設置工事）において、「一括して発注したとしても、設置場所ごとに納期を設定することは可能である」、「あらかじめ設置場所、設置時期等の計画を立て、年度当初に契約事務を開始することが可能なものとなっている」ことが指摘されている。

## イ 判断基準の設定

### (ア) 基本的な認識

上記判例、学説・文献、国の考え方等を踏まえると、1件での発注が可能である契約について、例外なく一律に分割が禁止されているものではない、と解される。

分割することが、当該工事の内容、性質等に照らして合理的であると認められるなどの特段の理由に基づく場合には、分割が認められる場合がある一方、特段の理由が認められなければ、法令の趣旨に反する不適正な契約あるいは、法令の趣旨を潜脱する恣意的な少額随意契約と評価され得るものと解される。

### (イ) 分割が認められ得る事例

次に掲げるような事情が客観的に認められる場合には、分割に合理的理由があるものと解される。

なお、これらの客観的事情は、起案書等において、明確にすることが求められる。

#### a 予算措置に起因するもの

予算措置の関係で、計画的あるいは、やむを得ず複数年度に分けて契約を締結する場合。

#### b 計画的又は段階的な事業実施によるもの

事業の性質上、調査・設計・施工等を段階的に実施する必要がある場合、各段階における成果を踏まえなければ、次の工程の具体的内容や実施規模を確定することができず、事業開始時点において全体を一体の契約として締結することが不合理であるもの。

#### c 区域又は施設単位あるいは工種別に発注する合理的理由があるもの

区域又は施設単位ごと、あるいは専門工種ごとに発注するなど、中小企業者の受注機会確保等、国の施策推進趣旨に沿うもの。

#### d 契約締結後に追加又は関連工事の必要性が判明したもの

当初契約時点においては予見できず、所定の工事実施段階において初めて追加又は関連工事の必要性が客観的に判明した場合で、当初から一体として発注することが事実上不可能であったもの。

#### e その他、同一の機会に契約を締結することが困難等と認められる特段の合理的理由が認められるもの

## ② 本件調査の内容の確認

### ア 本件報告書で不適切な分割案件とされた122件の妥当性の確認

#### (ア) 監査委員事務局で抽出した案件数

上記のとおり、1件での発注が可能である契約であっても、合理的であると認められる特段の理由がある場合は、分割が認められる。

本件報告書で不適切な分割案件とされた判断が妥当であったか否かを判断する前提として、改めて監査委員事務局において抽出した案件は下記のとおりである。（カッコ内はうち10万円以上の件数）

a 契約検査課	9,764件	(5,008件)
b 市立豊中病院	870件	(647件)
c 上下水道局	1,362件	(1,246件)
合計 総数	11,996件	(6,901件)

契約検査課等との抽出件数の差異については、以下のとおりである。

契約検査課の件数について、令和2年度の学校施設管理課の市立小学校のガラス修繕に係る単価契約7件が含まれているが、全庁への調査対象としていないため、この7件を除外し9,764件となる。

市立豊中病院の10万円以上の件数について、50件の差異が生じているのは、内訳の10万円以上の契約を再計上していることによる（例えば「市立豊中病院分娩室飛沫防止設置他修繕165,880円」の内訳は、①分娩室分が121,880円、②緊急処置室分が44,000円であるが、10万円以上の①分娩室分を再計上している。）。

上下水道局の10万円以上の件数について、1件の違いが生じているのは、当初契約と変更契約を別案件として計上していることによる。

その他、市立豊中病院及び上下水道局の件数については、10万円未満の案件一覧の提出を求めたため、契約検査課の確認件数より増加している。

#### (イ) 本件報告書で不適切な分割発注とされた案件中に、不適正（本件報告書では不適切）な分割発注でない案件が含まれていないか

本件報告書では、調査対象年度である令和2年度から令和6年度までに全庁で執行された130万円以下の修繕11,784件のうち10万円以上である6,952件を全庁への調査対象とした上で、10万円未満4,832件を契約検査課で確認し、これらのうち358件について分割案件（分割件数としては124件）と認定し、うち353件（分割件数としては122件）を、分割に合理的理由がないとしている。

その妥当性について、提出を受けた書面等から確認した。

**(ウ) 122件の抽出母数（122件を除く調査対象全契約）中に、不適正な分割発注案件が含まれていないか**

監査委員事務局が抽出した130万円以下の件数は、11,996件となるが、10万円以上の案件について、除外した単価契約7件を除き、件数の差異は案件の再計上等によるものであり、本件調査における対象とは同一である。この抽出母数中に不適正な分割案件が含まれていないかを確認した。また、10万円未満の案件については、上下水道局及び市立豊中病院分のリストの提出を求め、同案件を含め、確認を行った。

その際、本件調査の結果に加え、当初想定し得なかった事情が生じたこと等により、同一の機会に契約を締結することが困難と認められる特段の合理的理由の有無について確認した。

**イ 見積り徴取状況の確認概要**

1者見積り、複数者見積りで特定者に他者見積りの徴取依頼のあったものに関して、職員と事業者との間での金品等の授受など、癒着を疑われる事実はなかったことについて、市の調査結果の基となる資料を確認した。

また、2者見積りで概ね又は必ず一方が受注している組み合わせ、3者見積りで1者のみ受注の組み合わせ等を確認した。

**ウ 不適正な分割発注が多数行われていた背景・要因整理**

**(ア) 本来の契約事務手続き**

本来の契約事務手続きにおいては、積算事務を自ら行わない所管課（以下「所管課」という。）では下見積りを徴取し、積算事務を自ら行う所管課（以下「所管課兼積算所管課」という。）では設計又は下見積りを徴取して、予定価格130万円以下の修繕については第1号随意契約で、同金額を超える工事・修繕については、所管課においては積算事務を行う所管課（以下「積算所管課」という。）に設計を依頼し、契約検査課が入札により契約する。

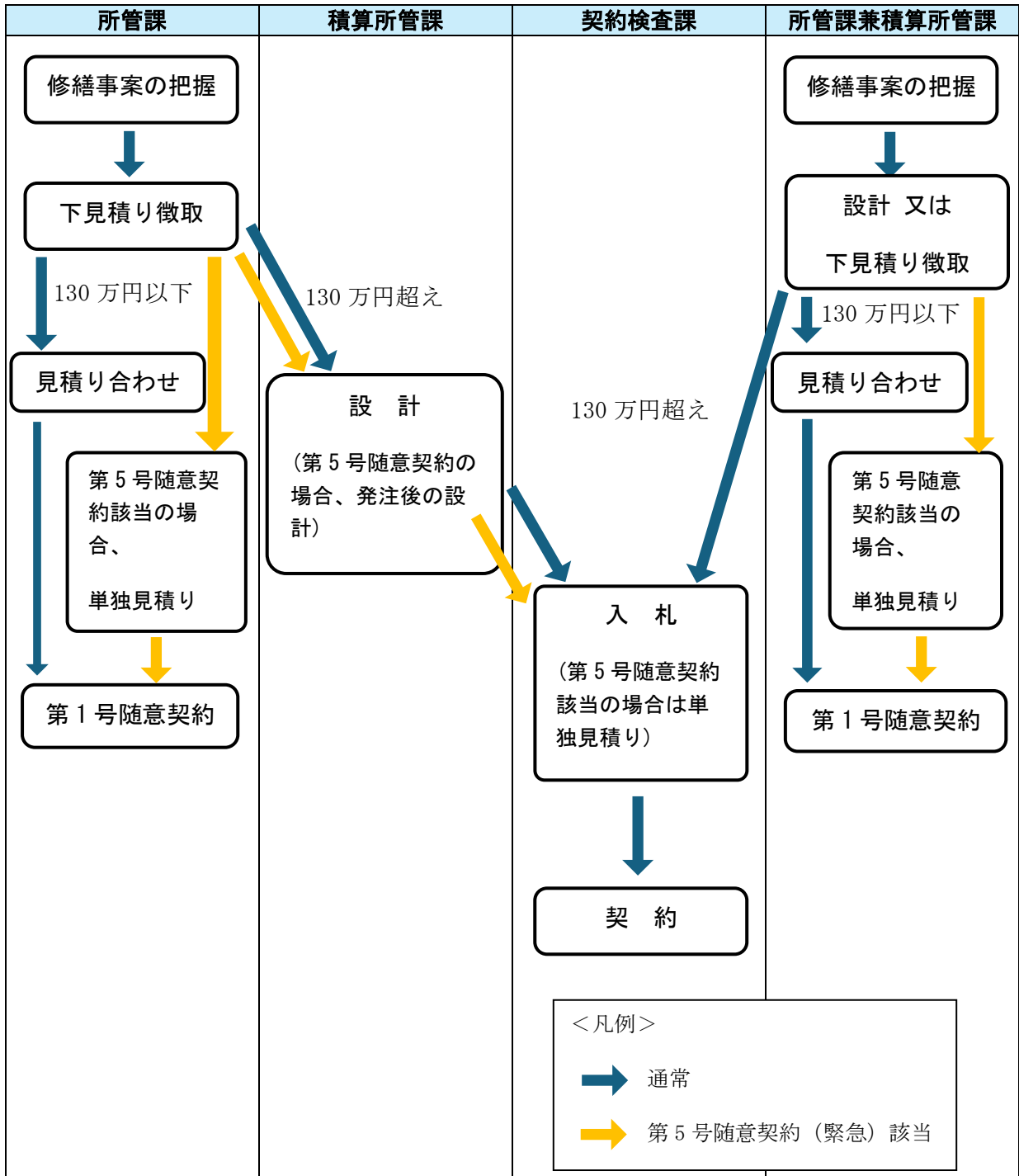
上記において、積算所管課とは、施設課及び都市計画推進部都市整備課からの積算依頼に係る都市基盤部基盤整備課をいう。

所管課兼積算所管課とは、環境部公園みどり推進課（土木に係るもの）、並びに市立豊中病院事務局病院総務課、並びに都市基盤部基盤整備課、同維持修繕課及び同基盤保全課、並びに上下水道局経営部給排水サービス課、同技術部浄水課、同水道維持課、同下水道管理課、同下水道施設課及び同猪名川流域下水道事務所維持課をいう。

所管課とは、上記積算所管課等と契約検査課以外の課をいう。

これを事務フロー図（契約検査課作成）で示すと、次のとおりである。

## 修繕案件事務フロー



※対象は、以下のとおり

- ・ 包括施設管理対象外の施設（令和3年9月までは全施設）の修繕
- ・ 包括施設管理対象の施設の修繕の内、130万円を超えるもの

### (イ) 多用されていた契約事務手続き

本来、予定価格が130万円を超える修繕については、積算所管課での設計（図面作成）、積算（工事費内訳書作成）を経て、契約検査課で入札が実施される所、修繕内容を分割することによって、第1号少額随意契約として、所管課での契約としていた。

この点、契約検査課では、本来の手続きが取られなかった理由について、「積算業務に時間を要するため、迅速に対応できる事業者の見積書で対応する方法を選択した。」、「契約検査課へ依頼する手続きによると、早期復旧が必要な案件であっても契約締結までに時間を要し、対応が遅れる。」等と把握している。

設計・積算に要する期間について、施設課は、工事の規模にもよるが、小規模工事であれば約1～2か月。その後、契約手続きに1～2か月を要し、さらに契約締結後、工事準備期間として1か月程度期間が必要となるとしている。

所管課からの設計・積算の依頼については、施設課においては、年度当初（5月頃）に、翌年度予算要求に伴う積算依頼の照会を行い、工事等積算依頼報告書の提出を受けている。

年度途中に積算が必要となった場合には、案件により、予算が確保されているか、期間を要するが差し支えないかを確認し、予算が確保できていない案件は、補正予算での対応と並行して設計・積算業務を実施し、年度内に工事が完了しない案件も、債務負担行為の活用により年度を超えて実施することもある。また、工事の優先順位や実施時期、事業規模等の様々な要素を総合的に判断するため、その対応は一様ではないとしている。

緊急性の判断に係る第5号随意契約の取り扱いについては、令和7年10月30日付通知「第5号随意契約の取り扱いについて」が発出されているが、当該通知以前の第5号随意契約の取り扱いに関する庁内周知については、豊中市随意契約ガイドラインでの適用事案の例示と適用時の注意点の記載に留まり、限定的に適用されるとの理解が一般的であった。

併せて、予定価格が130万円以下の修繕については、同金額を超えるものと異なり、職員による積算を要しないと課がほとんどであり、事業者からの見積り合わせにより、直ちに修繕に着手することができた。

さらに、事業者からの見積り合わせは、豊中市財務規則において、なるべく2者以上の見積書を徴取することと規定しているが、特定事業者に他社からの見積書を持参させて見積り合わせをした外形を作出することまで行われていた案件があったことは、本件報告書でも明らかにされている。

予算や設計・積算への対応も関係して、緊急性のあるものを含め、早期対応を目的とした事務運用として、いわば発注単位の工夫により、第1号随意契約を締結していたことと相応の関連性があるものと推認される。

#### (ウ) 「1件の契約」についての職員の認識

上記(イ)のような事情のもとにあったというものの、「1件の契約」を分割してはならないということに関して、何を「1件の契約」とするかについて、例えば、ある部局では施工箇所が異なるだけでも「1件の契約」でないと判断するなど、実際の運用においては、部局や職員の解釈に相違が見られた。

### 3. 監査委員監査概要

#### (1) 分離・分割契約に係る判断に関して

本件調査は、1件の工事を分割したか否かということに留まらず、1件の契約として契約すべきであったか否かを判断したものと解される。

本来、一般競争入札に付すべき工事を担当者等の恣意的な判断によって分割して発注し、契約することは、契約事務に係る透明性・公正性・公平性・競争性を損ない得るものである。

少額随意契約(第1号随意契約)は法令の要件に該当した場合の例外的な方法であり、合理的な理由のない分割発注が認められないことは言うまでもない。また、入札に比べると透明性が低く、運用によっては、十分な競争性が確保できないことも考えられる。

監査においては、市の調査結果に加え、前記11ページのとおり判断基準を設定し、当初想定し得なかった事情が生じたこと等により、同一の機会に契約を締結することが困難と認められる特段の合理的理由の有無を確認し、分割に合理的理由があるか否かを判断した。

なお、少額随意契約(第1号随意契約)となるよう分割したもので、生命への危険性回避等安全確保上の緊急の必要性が認められるもの(第5号随意契約適用の可能性)や性質・目的が競争入札に適しないもの(第2号随意契約適用の可能性)に関しては、分割せずとも随意契約によることが可能であり、これらの要件を充足し得る契約が含まれている可能性もある。こうした案件については、事務処理としては不適正であるが、事案の性格としては、契約方法に係る適用条項の誤りとも言え、結果として市民利益を著しく損なっているとは言い得ないと解される。

## (2) 事務局報告資料の確認

事務局調査内容に基づき確認を行った。

## (3) 契約検査課（関係各課を含む。）の説明聴取

事務局調査内容等を踏まえた疑義確認等のため、独任制の機関（委員）としての立場で実施した。

### ① 確認論点概要

#### ア 調査方法の妥当性

##### (ア) 調査対象範囲（過去5年度、抽出金額10万円以上、物品購入除外）の設定根拠の合理性

###### a 10万円未満の案件にかかる調査について

分割発注の調査対象について。10万円未満の契約は契約検査課において、合理的な範囲で確認したとのことだが、具体的な確認作業の内容と、それに基づく判断について。仮に分割していたとしても、130万円を超えていなければ、手続き上の問題はあがるが、豊中市財務規則違反にはならないということか。また、130万円を少し下回る120何万いくらの契約に、10万円未満の契約を足すと130万円を超える可能性があるが、その点はいかがか。

###### (契約検査課)

10万円未満の契約の件名、支払時期、発注先の事業者を見て、リストに同じようなものがないか確認した。件名が似ている、あるいは支払先も支払時期も同じであれば、分割案件ではないか原課に確認した。豊中市財務規則違反か否かは、お示しのとおり。（分割認定外案件について、）130万円を少し下回る契約に10万円未満の契約を足して130万円を超えるものは、確認した限りなかった。

###### b 物品購入、委託等、修繕案件以外の契約にかかる調査

契約の種類について、調査対象とした修繕案件以外の、物品や他の種類の契約で同様のことがないのか。

###### (契約検査課)

先般の調査では、令和2年度から6年度までの修繕案件を対象とした。物品購入や委託等の契約もあるが、本件報告書記載のとおりであり、現時点で、その部分について確認を行う予定はない。

(イ) 分割案件を特定した判断基準（契約の一体性、工種・場所・時期等）の明確性・合理性

a 一括発注「できる」ものと「すべき」もの

1件の工事に関し、一括発注できるものと、一括発注すべきものの2種類があり、市民の生命財産に影響が及ぶため、本来その都度対応が必要なもの、中小企業振興の観点等の合理的な理由があれば分割してよいものがある。高度の緊急案件はその都度対応が原則で、たまたま同時に工事ができたと後から評価できるにしても、あくまで「できる」の範囲であって「すべき」ではないとも考えられるところ。

（契約検査課）

あらかじめ全体計画を立てることができ、その計画に基づいて一括発注できるものについては、当然、その全体を一括発注すべき。

b 修繕対応が必要と判明した時期の違いによる分割

一括発注可能な外形を呈しているけれども、例えば、A工事で現場に入って、他に不具合Bが出て実施した場合、場合によっては同時実施可能かもしれないが、そもそも別個案件なので、原課の説明自体が不合理でない限り、一括発注案件だと決めつけられるのか。

（契約検査課）

一括発注可能な外形を呈しているものであったとしても、各案件の対応が必要と判明した時期に相違がある場合は、個別の発注によらざるを得ない。外形的に同じ場所で、同じようにやっているとしても、別のものと考えている。

c 結果として適切とみなされ得る分割案件

発注時には、中小企業の育成振興といった観点はなく、急ぐために分割しただけであったとしても、結果として、最高裁判決や国の考え方に照らして事後的に合致していれば、主観的意図と結果が異なっても絶対におかしいとなるものではないとも考えられるが、いかがか。

（契約検査課）

国などにおいて分割発注可能な事由がすべて明確に示されているわけではないが、例えば中小企業庁が示している適切事例にあるような工種ごとに発注していくことは、一般的には認められており、容認されるようなものはある。市が発注する契約は、貴重な財源を用いており、法令の規定に従い公正厳正な手

続きのもと、市にとって最も有利な契約を行うことが必要であり、故意に競争入札を回避するために特定の事業者に随意契約を行うことは適切でない。市の締結する契約は多種多様で、どの程度の物品あるいは工事を一括して行っていくのが望ましいかというのは、個々の事案に即して適切に判断しなければならない。

## イ 調査結果の妥当性

### (ア) 分割案件として抽出されたものの妥当性

#### a 分割一覧表の妥当性（他に分割契約に該当するものがないか等）

##### (a) 一括発注すべき案件かどうかの具体の判断について

例えば、外形上分割の可能性が窺える一方、所管課判断において必要性の把握時期は不明となっていて、段階的対応をしたというものがある。正確な日時が不明又は立証できる記録等はないが、事実関係に関する記憶や他の記録があるということなのか。監査においては、事実関係を基に適否を判断することから、把握し得る情報の限りで分割か否かを明確に区分し難い案件については、そうしたカテゴリーでの整理を検討することも考えられる。市の調査過程でそうした議論等はなされたのか。

##### （契約検査課）

外形上分割が疑われる案件で、それぞれの工事が必要と判明した正確な日を立証するものがない場合には、所属から、立証するものはないが同一時期に工事の必要性が判明していたものではないと報告があるものについては、担当職員の記憶や、段階的に発注せざるを得なかったと判断できる記録があるのだろうかという考え方のもと、分割ではないと判断した。

##### (b) 新型コロナ関連の学校の空調機器と網戸設置について

学校の空調機器と網戸設置案件、これは新型コロナ関連で一斉に実施しなければならなかったものとのことだが、同時期に設置が計画されているので一括案件だという考え方を取り得る。一方、通常、修繕の必要性は学校ごとに発生するものであり、他の学校でも同様の修繕案件が発生していないかを常に確認しないと作業してはいけないということでは現場が回らないので、修繕は学校単位でという考え方もあり得る。同時期に計画された案件は、少なくとも学校単位では一括発注すべきと考えるが、補助対象に係る当時の府の見解が、工事請負ではなく備品及び付属工事とされていたとのことで、補助金活用の観点から修繕等の費目適用のため分割した経過があるとのこと。これが事実であれば、

単なる入札回避等ではなく市民利益の観点からの合理的理由による分割と言えなくもないが、本来の法令の趣旨には馴染みにくい面もある。この事実関係と判断経過は、いかがか。

(契約検査課)

空調機器と網戸の設置は、感染症対策のため国の補助金を活用して行ったもので、補助対象経費は消耗品費、備品費（据付費を含む。）、通信運搬費、借損料、雑役務費等となっている。Q&Aでは、網戸、エアコンの購入設置については、費目が修繕費であっても対象とすることが可能という回答になっている。この対象費目について教育総務課に確認したところ、「大阪府に確認した結果、施設整備費などの工事費であれば対象外になるとの回答を受けた」との説明があった。補助を受けるために130万円以下の修繕費で執行したものであることから、合理的な理由があったと判断した。

(教育総務課)

補助金交付要綱に、補助対象経費について他の補助金の対象になったものは除くと記載されている。通常、工事費には別の補助金があり、工事費は対象外と府や国から再三の指摘もあった。工事費で計上すると会計検査で不要な疑義が生じる恐れもあり、事後的に対象外とされる危険性もあったことから、修繕とすることが確実だと判断した。

#### (c) 都市基盤部の案件について

都市基盤部の案件で、確認内容及び原課の認識から新たに分割案件となりそうなものが、多数見込まれる。原課の考え方どおりに判断するものではないが、バックデータが微妙な中で原課が分割案件と認識していれば、分割案件という評価になる。こうした状況について、市の調査段階でどのような議論・経過があって分割ではないという評価に至ったのか。

(契約検査課)

データを網羅的に確認し、件名、執行年月日、受注者、原課からの分割を行ったかどうかの申告内容等に照らして判断した。各課において何が分割にあたるかの判断は、今は明確になっているが、当時は曖昧なところがあった。今は明らかに分割と判断されるものが、当時は分割ではないと判断されたものがあった。

調査の最大の目的は、契約事務の執行状況の実態を把握して適正な事務執行を確保することであり、不適切な契約事務に関する原因を究明して対応策を早く講じたかったことから、件名や執行年月日等から分割したと考えにくかったものについては、個別の契約の内容を隅々まで網羅的にチェックするようなことは行わなかった。

(d) 分割案件に関する評価について

分割案件に関する「不適切」、「不適正」等の評価をどう考えるか。市の報告書には「不適切」と記載されているが、会計検査院の決算検査報告事例では「不適正」、判決例では「違法」、東京都江戸川区の事例報告書では「違法」となっている。

今回の監査では市の報告書に関して事務執行上の適否の観点から確認を行うため、類似性のある会計検査院の評価方法に準じる整理が考えられるところ。

市において、こうした事例は承知されているか。その上で「不適切」と整理した考え方を確認したい。

(契約検査課)

挙げられた事例には、本市の報告書確定時点で承知していたものと承知していなかったものがある。本市報告書では、財務省が平成18年8月25日付で発出した「公共調達適正化について」において、少額の随意契約について「合理的な理由なく、意図的に契約を分割しているようなものは、不適切である。」と記載されていること、また、調査の中で、経済的損失や、職員と事業者の間で金品等の授受など癒着を疑われるような事実が確認されなかったことから、「不適切」とした。

ウ 不正行為の有無

(ア) 金品授受等を伴う不正行為の有無の確認状況

a 今回の調査だけで金品授受等を伴う不正はなかったと言えるか

金品授受等を伴う不正事実が確認されなかったことについて、聴き取りしかやむを得ないことは理解するが、聴き取りには客観性に欠けるといふ欠陥があるため、周辺状況の確認等、他の可能な方法により補完すべきではないか。

(契約検査課)

職員あるいは事業者の金品授受等を伴う不正を疑うべき事実は、聴き取り調査の中では確認されなかったため、受注過程まで深入りして確認することは行わなかった。ただ、見積書徴取に関して不適切な事案があったことは事実なので、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第45条の規定に基づき、公正取引委員会に報告した。

b 見積り徴取に関する調査の精度について

他者見積り依頼に係る金品授受等を伴う不正行為の有無に関しては、今回の調査期間内での物品購入や委託等の契約等における同様の状況確認、データによる特定事業者の受注急増の有無の確認等の検討余地もあり得るが、そういった確認を行うこと等については、いかがか。

(契約検査課)

見積り徴取に関しては2回調査を行っており、1回目と2回目で調査結果が異なっている部分がある。1回目の調査では、職員の中には見積りの取りまとめを求めたことがあるかもしれないという不確かな回答があった。このため、2回目の調査を行うにあたり、制度運用の公正性確保のため、正確に回答することと、調査の結果、法令違反が疑われる場合は関係機関への報告や市としての適切な対応を行う可能性があることを、事前に案内して正確な回答を求めた調査を行った。2回目の調査で正確な回答が得られたと認識している。

調査の中で、職員・事業者の不正を疑うべき事実が確認されていないので、調査を行っていない物品等の部分について、今のところ調査を行う考えはない。

なお、物品購入等にかかる不適切な見積り徴取については、昨年度の内部統制評価項目のシートに「見積り徴取の誤り」という項目を加えて、現在、昨年度の内部統制についての評価を行っており、点検中である。今年度の内部統制評価においても「見積り徴取の誤り」という項目を入れており、契約事務を重点項目として年間4回のチェックを行うこととしている。

c 業者側での何らかの受注調整の懸念

監査した限りにおいても、2者見積りでの相互受注、特定の組み合わせで2者が表裏の関係になっているもの、必ず一方受注の組み合わせがあった。また3者見積りで、3者の組み合わせは変わるが、当該組み合わせでは必ずこの1者が受注するものがあった。このことから、業者側で何らかの受注調整が行われた懸念もある。把握していないのであれば確認した上で、将来に向けてどう防ぐか、個別の対応も必要となるが、いかがか。

(契約検査課)

見積書の徴取については、令和7年10月6日付の文書で、競争理念を踏まえ、2者以上から見積書を徴取すること、特定の事業者等が有利になるような見積り合わせをしないこと、見積りの徴取先を変えること、見積書の徴取にあたっての記録を残すことを通知した。1回の通知だけではその仕組みが定着しないので、今後引き続き、全職員に徹底できるような取り組みをしていく。

d 工種で分割し同一業者1者見積りの案件

分割案件で、仮に、区分した工種にそれぞれ同一業者の1者見積りを行っていた場合、合理的理由があるとは言えないと思われるが、いかがか。

(契約検査課)

工種を分けても、1者からだけの見積り徴取とするのは不適切。豊中市財務規則においても、なるべく2者以上の見積りを徴取しなければならないと規定している。

e 複数見積り徴取の徹底

1件127万円、概ね上限の98%を超える契約も散見されるため、複数見積り徴取を徹底すべきと考えるが、いかがか。

(契約検査課)

特別の事情がある場合を除き、2者以上からの見積書徴取が豊中市財務規則に規定されている。改めて令和6年10月に通知を発出している。

## (イ) 不適正な分割発注が行われた事情

a 見積り徴取にかかる職員調査の方法

1回目の職員調査で「あるかもしれない」との答えが、相当件数あった。調査をする時に、法令違反を問われるかもしれないと言うと、情報が出にくくなる。そのため、2回目が多いというのも少し違和感がある。調査の目的を、どう整理していたのか。

(契約検査課)

1回目で「あるかもしれない」という回答があったため、かもしれないではなく正確に事実の把握が必要ということで行った2回目の回答を正とした。法令違反があれば適切な対応をすれば、少し心理的な抑制が働く可能性はあるかもしれないが、答えたことが不適切な場合には、処分や公正取引委員会への報告といったことを行うということもしっかり明示した上で、調査する必要があると考えた。1回目に回答があった31人について、その理由を確認しているので、対応策構築にあたって参考にした。

## b 契約事務フロー

市の契約事務フローによると、まず下見積りを徴取して130万円以下か超えるかを判断している。修繕案件があった時に、下見積りが300万円ぐらいになると、130万円以下にするために分割したということがあった。事務フロー通りに流れなかった大きな理由、どこが一番ネックであったのか。

全部が全部、分割になるわけではなく、きちんと入札を行うものもあれば、分割を行ったものもある。修繕が必要となり業者から下見積りを徴取して130万円を超えても、いきなり迅速にはならないと思うが、いかがか。

### (契約検査課)

分割した理由を聴き取りした中では、迅速に対応したかったということが言われている。競争入札にかけると一定の手続きが必要になるが、分割をして少額随意契約とするとその手続きが割愛できて、速やかに進めていくことができるので、分割して少額随意契約での対応とした。そこが手続きに違反していたということになる。

例えば、病院の設備の故障、学校のエアコンの故障は、その機能がダウンすることで、病院あるいは学校運営に支障が生じる。通常の入札手続きには一定の時間が必要となるので、それを少額随意契約ができる形に金額を分割して、迅速に対応しようという意識が強く働いていたということである。

## c 分割発注につながる現場の事情と契約事務フローにおける対応の改善

- (a) 当初予定のない130万円超えの案件で、予算が確保されているのであれば、普通に入札をしても良いのではと思うが、そうではなく分割をせざるを得ないと判断したことについては、原課としてどのような事情があるのか。

例えば200万円の工事は、100万円2件に分割しても、必要額は変わらない。一般的な感覚で言うと、分割せずに競争入札をすれば、価格が下がった可能性もあった。

### (施設課)

急に出てくる案件では、通常予算がなく、補正予算を上げる際の概算を含め、並行して積算を進め、議会承認後に発注することになる。

工事で発注すると経費が加算されるので、修繕で130万円を少し超えるような見積りであっても、公共建築の積算基準に合わせると額が増える。単純にそのまま工事費になるというものではない。

人命にかかわるもの、緊急性があるものについては、緊急工事、あるいは年度をまたいで対応している工事案件もある。分割発注の問題が出て以来、改善

されてきた内容と考えている。一方、そこまで緊急性がない案件は、他の工事と併せて発注した方が経費的に良いとか、施設の閉館期間に実施した方が良いということであれば、年度を超えて新たに予算要求をして工事発注を行う。

(学校施設管理課)

明らかに130万円を超えるであろうというものは、前年度に予算要求に先立って施設課に積算依頼をしている。加えて、子どもたちの学習生活に支障が生じないよう、枠的な形で補修工事請負費という予算を確保している。

例えばエアコンの改修について、まず130万円を超えるかどうかの判断をして、その時点で教育委員会から施設課に相談をかけている。その上で、当該年度中に工事を行いきれるのかと、予算の執行状況を見極めながら執行することになる。補正予算だけでなく、流用での対応もあれば、もう少し精査して次年度に行うということもある。相談をかけながら進めており、エアコンの修繕について、分割してはいないと認識している。

- (b) 今までは第1号随意契約が便利よく使えたから分割の工夫をして対応した。今後は第5号随意契約を工夫して便利よく使い、一括して工事を行うということか。

(施設課)

お見込みのとおりである。危ないところは契約検査課と相談した中で緊急工事として対応している。そこまででないものは合理的な方法で、工事発注を行うということにしている。

d 第5号随意契約チェックリストについて

- (a) チェックリストにおいて、例えば、認知から一定期間経過したものは「緊急性なし」としているが、一定期間というのは人によって異なる。検証するときに、見る角度によって評価が分かれるのではなく、判断基準は客観的な事実によるべきと思う。このチェックリストはうまく機能しているのか。

(契約検査課)

第5号随意契約に該当するかどうかの判断基準に不明瞭なところがあったことから、不適切な契約事案の発覚後、内容を改め、整理して明文化したものである。職員が第5号随意契約に該当するかを判断する際のひとつの指標として使用されることを基本的には想定している。「一定期間経過」の部分は、第5号随意契約に該当するかどうかの判断にあたり、事案の中身によって一律に判断できないものがあるので、具体的に特定の期間を明示はしていない。チェックリストの各項目を総合的に判断することになる。

(b) チェックリストの最初に「第2号随意契約に該当しないか」とある。唯一性の有無など、第2号随意契約への該当を適切に判断できているのか。

(施設課)

案件が出てきたときに、まず契約検査課に相談に行き、その中で判断している。

(契約検査課)

チェックリストと第5号随意契約の取り扱いを整理した際に、何が第5号随意契約にあたるのか、まずその流れを整えた。第1段階の第2号随意契約と第5号随意契約の使い分けは、第5号はどの事業者でもできるが緊急で対応できる事業者を選ぶことになる。第2号の場合も、作業時間は短縮し、できるだけ短い時間で工事をするという事務を行っている。第2号随意契約に該当しないが、急ぐので事業者を素早く選定して対応してもらおう観点で選ぶのが第5号随意契約になる。チェックリストは、第2号随意契約に該当すれば第2号で、該当しない場合は第5号随意契約に該当する可能性があるので以下チェックをしてくださいという意味で作っている。

チェックリストは、各担当課と、契約検査課でも作成し、内部の確認調整等を行う。その結果として第5号随意契約で行けると判断がなされた場合は、第5号随意契約を適用し、そうでない場合は第1号随意契約もしくは競争入札という方法をとるという使い方を想定し、庁内に発信している。

相談に来てもらう際に、担当課がチェックリストを作成して、どういう思いでこの事象を考えているのかを明らかにした上で持ってきてもらう。

(c) チェックリストの「事案の把握日」とはいつか。

(契約検査課)

壊れた時、もしくは定期検査で異常が確認された時を、認知のタイミングと捉えている。

壊れたのを把握した日が4か月前で、それを放置していて、職員の怠慢による緊急というようなものは、第5号随意契約の対象ではない。その確認、把握の日となる。

e 第5号随意契約の適用

第5号随意契約をもう少し利用しやすくするという場合に、金額に制限もないため、客観的に緊急対応しないといけないということと、単に事務手続きを簡略化したいということとは、違うものであるにも関わらず、安易に緊急になってしまっはいけない。その点の意識改善はいかがか。

(契約検査課)

緊急の場合というのは、例えば、災害による損害、事故による破損やけが、機器の故障、法改正ですぐやらなければならない、そういった客観的事実の発生に基づいて判断されるべきものである。

職員の事務の怠慢によって発生したものは、緊急ではない。そういった考え方は、従前から持ってはいたが、この事案の発覚後、第5号随意契約の考え方について随意契約ガイドラインを改正して、どういった場合に第5号随意契約が馴染むのかを明記し、チェックリストを作成して、全庁に周知した。

f 第5号随意契約の運用改定後の状況

第5号随意契約の改定で従来のような制度の狭間はかなり回避されるようになってきているのか。チェックリストに示されていない案件が生じたときに、契約検査課において、個別に基準に合っているか判断する仕組みがあるのか。

(契約検査課)

先般の調査以降整理した第5号随意契約の考え方の中で、問題は生じていない。

特に工事の関係でも、契約検査課に至急対応したいが、第5号随意契約での対応可能かという相談は、従前に比べかなりの頻度で受けている。詳細を聴きながら、法令に違反することなくすべて第5号随意契約で対応できている。全庁的にも、何かあればまずは契約検査課に相談すべしということは根づいてきている。

g 第5号随意契約の取り扱いに関する相談体制

第5号随意契約の運用を改め、従来は法令の範囲内でも厳しかったので、もう少し使えるように見直したのは、方向性としては良いと思う。チェックリストについては、誰が見ても容易に理解されれば良いが、そうでなければ、いずれ誰かが方法の工夫を行うことになる。相談体制をしっかりと、微妙なものはすぐに相談し、市として組織的に判断していくということで良いか。

(契約検査課)

第5号随意契約の取り扱いについては、全庁、各課の契約に関する相談がかなり増えており、迷った時は適時適切に相談を受けている。事例によって判断が分かれるものがあるかと思うが、法令を守りながらも、市民生活に影響が出ないという方法を、それぞれの事案に即して、適切に判断していくものと考えている。

今般整備したことが、全庁に高い精度で維持して定着していけるよう、引き続き取り組んでいきたい。

#### h 業務量に対する人員不足の有無

同じような年代に建てた施設が多く老朽化のタイミングが同じになるので、修繕案件が集中してくる。それに対応し得るだけの職員の業務遂行体制が整っておらず、できるだけ手続きを簡略化して、件数を早くたくさんこなそうとなっていないか。職員の業務遂行体制は整っているのか。

##### (契約検査課)

背景としては、例えば、依頼業者に見積書作成を断られる、見積り徴取に多くの時間を要する、そういったこともあり、ルールを逸脱してはいるけれども、迅速に業務を進めたいという思いが強く働いたといったこともあったように思われる。また、契約事務に関する職員の理解、認識の希薄さ、ルールの不明確、早くやりたいという気持ちの焦りもあったかと思われる。また、見積書の徴取で取りまとめを求めたのかについては、慣例的であった、先輩から教わったといった回答もあった。この間、組織的・慣例的にそうした不適切な対応が行われていたということが背景としてあったと思っている。

体制については、組織全体の業務量を見ながら適正な人員配置が行われているところであり、調査の中でも、体制不足が原因であるというような発言は出てきておらず、不十分であったとは認識していない。

#### i 積算の依頼しにくさ

5月頃に予算の関係で聴き取りがあり、それ以外の工事を年度途中で積算を依頼しづらい、そういう遠慮があったのではないかと。体制は整えられていたのかもしれないが、頼みづらさというところがあったのではないかと推測するが、いかがか。

調査結果では、分割案件が多かった部局も、そこが解消されると、かなり件数も少なくなったのではないかと。

##### (契約検査課)

工事に関して、設計の依頼を少ししにくいと感じるという声があったのは事実である。

##### (施設課)

毎年、来年度の工事の予算要求に向けて、積算の依頼が5月頃から始まる。何百件と出てくる部局もある。予算の範囲内を勘案して査定・積算をしている。

期限を決めて積算し、所管課に返し、優先度を加味して予算要求があり、財政課とともに査定をしていく。財政査定の期間と合わせるため一定の期間を区切るが、施策に関わる内容であれば、期間を過ぎてもできるだけ原課にアドバイスしていくこととしている。

金額的に修繕の範囲でできない時は、緊急になるのかどうか契約検査課とも相談をしながら、緊急ということであれば当方としてもやっていく。そこまで急ぎではない案件は、次年度の予算にということとなっている。相談しにくいという意見が一部あったということで、今後、そういう状況を減らしながら、できるだけアドバイスをし、一緒にやっていけるようにしたい。

#### j 事業者への見積り徴取依頼

相見積りを取ってきてと言われて、仕事を受けない業者がなぜ見積りを出してくれたのか。今回の工事はうちが取る、協力してくれたらそちらに声がかかったときには相見積りを出す、そんなことがあったと言うわけではないが、業者がなぜ協力したのかというところが疑問としてあるが、いかがか。

(契約検査課)

他の事業者との関係性は、事業者には聞いていないので、明確にお答えできない。事業者を確認した中では、市の職員から依頼があり、用意しないとイケないのかなということを知り合いの事業者にお願いをしたといった答えが複数あった。市からの求めに応じなければならないという思いで他の事業者にお願いした、市からの相見積りの依頼は協力依頼ではなく強い要求と感じたという回答もあった。他の事業者の価格を見て自分が出そうとしている金額の調整を行ったりはしていないということを、聴き取りの中で確認している。職員が依頼をした事業者が他者から見積りを取ってきているものもあるが、通常の形式的な書類を整えるという考えの中で求めたという認識のようである。

## エ 分割発注の確認手段について

### a 会計課での不適正な分割案件か否かの判断

会計課において、件名、金額、修繕場所、作業期間等の支払データに基づいて、分割かどうかの判断ができるのか。第三者によって何らかのチェックが入り、再確認時に緊急だと、各部局の連携の中で判断ができればよいのではないかな。

(契約検査課)

会計課で不適正な分割にあたるかどうかの確認は難しいと思う。例えば同じ施設で同じ物品を同じ事業者から買った請求書が立て続けに5枚10枚あると原課に確認するといったことはあるかもしれないが。

すべての契約発注案件を契約検査課が所掌しているものではない。少額随意契約は原課が発注しているが、それを超えるものは競争入札になる。発注課の段階で競争入札にかけないといけないものを分割するようなことはされないということが大前提になっている。そこが、従前かなり緩いところがあったので、様々な対策を講じた。いろんなルールを契約検査課で定め、全庁に周知した。一度だけの通知では各課の発注担当者への情報伝達が不十分と認識しており、継続的にしっかり伝達して理解させていきたい。

### b 属人的に行われている業務

仕事は属人的に行われていることも多い。現状、個人が単独で判断しているケースが多くないのか。不正が起きる場合は仕事が属人的で、チェックが形式的であることから起こる。それを防ぐためには、属人的なものでない仕組みをしっかり作ることが大事ではないかな。

(契約検査課)

市の意思決定については、事務決裁規程に基づいて、担当者から順に上席者の決裁を得ることになり、その過程の中で複数のチェックが入るとというのが大前提である。特に今回の分割発注、また見積書の取りまとめについては、二度と起こしてはいけない重大な不備という認識に立っており、内部統制制度の項目に、他の契約関連項目にこの2項目を加え、通常、本市の内部統制制度は年2回のところ、契約事務に関してはさらに2回追加して四半期ごとに1回チェックすることにしており、万が一何か不適切なものがあればそこでキャッチをして、改善していく。内部統制制度も重層的な形で管理していこうと思っている。

c 内部統制制度の課題

法律の解釈で、いろんな工夫ができてしまう面もあると思う。根本でなぜそのような規制になっているのかということが重要である。法理念として、契約は、一般競争入札が原則となっている。それは、特定事業者ではなく、競争性を確保しまんべんなく機会を与える公共の役割があつて、民間会社とは違うということ、職員に染み込ませておかないといけない。

(契約検査課)

なぜそうしないといけないかという精神、理念、根本的な部分の理解がなければ、テクニク的な部分をいくら覚えてもすぐに消えてなくなるので、そこは非常に重要な課題と認識している。評価の部分が重要視されるが、事務を見直して、いかにその事務を良く変えていくかということが、本来の内部統制の趣旨であり、しっかり落とし込んでいきたいと思う。

オ 市の損害発生の有無

(ア) 不適正な分割契約による競争性低下や価格上昇等による財産的損害の有無の検証方法及び結果

a 試算結果の確からしさの程度について

試算結果の確からしさの程度について、どのぐらいであると認識すればいいのか。

(施設課)

契約検査課からの検証依頼で、66件の分割案件について、簡易計算と、受注した件数の多かった業者の中から3件抽出して市の単価による積算を行った。簡易計算は簡単な率で算出し、抽出した3件は単価も細かく入れて精査した結果、いずれも工事で算出する方が高かった。全部の単価を出すのは難しいため、直接工事費だけを抜き出して、公共建築工事の積算基準に照らし合わせて簡易計算を行っている。直接工事費についても、修繕工事は小規模のため通常の単価より割高になるが、市としては小規模の単価がないので、大規模な改修や建替での単価を採用し、費用は増減がないということで検証している。工事では警備員や仮設等の費用がさらに追加となるけれども、今回の検証ではそういうものは積み上げずに、単純に比較をしており、全部工事費で積算したほうが高くなっているということで、工事発注を行うよりは修繕で発注したほうが安くなっていると結論付けられた。

b 競争性の低下について

競争性の低下について改めて検証したということはないのか。

(契約検査課)

競争性は、本来、得られるべきものと比べ、低下している。

(施設課)

まず2者で見積りを比較して、安かった方を分割している形になる。分割したものをそれぞれ2者見積りで競争しているわけではないので、競争性は一定担保されている形である。

他者依頼で見積りを取っているものについては競争性が働いていないが、通常の複数者見積りを取ったものに関しては、2者なり3者なりで競争性は働いている形になる。

## 第4 監査の結果

### 1. 本件調査状況（調査対象・方法の妥当性）について

#### (1) 分割発注について

本件報告書における調査対象期間、調査体制及び調査方法は、以下のとおり、概ね妥当と認められる。

##### ① 調査対象期間の妥当性

豊中市行政文書管理規則に定める契約関係文書の保存年限を踏まえたものであり、概ね妥当であると認められる。

##### ② 調査対象契約及び除外範囲の妥当性

不適正（本件報告書では「不適切」）な契約事務に関する対応策をいち早く講じる観点をも考慮した調査であることを踏まえ、選択可能な範囲内での方法であると認められる。

なお、本件監査は、本件報告書について監査するものであり、すべての契約事務を対象とするものではない。物品購入や業務委託などの契約においての分割発注や見積書の徴取での不適正な取り扱いがあるか否かについて、本件監査では確認対象外となるが、本件報告書による再発防止策はこれらの契約にも及ぶものとして、併せて対応すべきものとする。

##### ③ 調査方法の妥当性

契約検査課において、各所属から報告のあった内容を基に、修繕の必要性を把握した日、一括発注しなかった理由など、分割案件にあたるかどうかの判断の基礎となる事情について、聴き取りを行っており、事案の概要を速やかに把握し、不適正

(本件報告書では「不適切」)な契約事務に関する対応策を早急に講じる観点をも考慮した調査であることを踏まえ、概ね妥当であると認められる。

## (2) 見積書の徴取方法について

本件報告書における調査期間は概ね妥当であるが、調査体制及び調査方法においては、工夫の余地があったものと思われる。

### ① 調査期間の妥当性

豊中市行政文書管理規則に定める契約関係文書の保存年限を踏まえたものであり、概ね妥当であると認められる。

### ② 調査体制及び調査方法の妥当性

見積書を徴取した事業者から他の事業者が作成した見積書の提出を受けたことがあるか否かに関して全職員に、また、自社見積書と併せて他社の見積書を提出したことがあるか否かについて契約関係事業者に聴取したとのことである。

しかし、職員の1回目の質問に対する回答と2回目の質問に対する回答が大きく異なっているが、回答が異なる理由の聴取をしていない。2回目の質問が1回目の質問を受けて深化するものでもなく、何のための質問であるのか意図が不明である。また、職員と事業者との回答が食い違っていることについて何らの検証もなされていない。

特定の事業者に他の事業者の見積書の取りまとめを依頼する行為は、官製談合に該当する場合もあるため、職員や事業者が自己防衛のため、回答を控えてしまうことも想定されるところ、調査の目的が、契約手続の問題点を洗い出して適切な体制を構築するためのものであるのか、職員の不正を質すことにあるのか、質問に対する回答をどのように活用するのか、十分検討されないまま調査されたことが窺われる。

第1号随意契約においても原則、複数事業者の見積り合わせによって競争性を確保すべきところ、監査した限りにおいて2者見積りで概ね又は必ず一方が受注している組み合わせ、3者見積りで1者のみ受注の組み合わせを確認しており、見積り徴取が形骸化していたケースがあったことが窺われる。その究極の形が他者の見積書を提出することである。見積り徴取についての調査は、他者の見積書の提出の有無だけでなく、競争性が確保されていたのかの観点から調査されるべきであったと考える。

このことに関しては、調査において迅速性が求められる状況にあったとは言え、事案の重大性及び今後の対応策を実効ならしめる観点から、特に指摘するものである。

## 2. 本件調査結果（本件報告書の内容）について

本件報告書の内容については、分割発注に関しては、一部監査結果と相違があるものの、不適正な契約事務に関する対応策をいち早く講じる観点も考慮した調査であることをも踏まえ、概ね妥当であると認められる。見積書の徴取方法に関しては、極めて不適正な行為であり、本件調査においては金品授受等を伴う不正はなかったとされているが、監査した限りにおいて、当該不正の事実は確認できなかったものの、前述のとおり調査体制及び調査方法において、工夫の余地があり、金品授受等を伴う不正行為の有無に関して、なかったと結論し得るものではない。

### （1）不適正（本件報告書では「不適切」）な分割案件として抽出されたものの妥当性について

#### ① 本件報告書で不適切とされた122件に関して

前述のとおり、当該工事の内容、性質等に照らして合理的であると認められるなどの特段の理由に基づく場合には、分割が認められることとなる。

本件報告書で、分割に合理的理由がないとされたものは、353件（分割件数としては122件）である。

その中に、前述の「分割が認められ得る事例」に該当するものがないか、改めて確認を行った。

その結果、「予算措置の関係で、計画的あるいは、やむを得ず複数年度に分けて契約を締結する場合。」及び「区域又は施設単位ごと、あるいは専門工種ごとに発注するなど、中小企業者の受注機会確保等、国の施策推進趣旨に沿うもの。」に該当するものが見受けられた。

これらは、法令の趣旨に反する不適正な分割発注とは言えない。

（詳細は別紙1参照）

#### ア 予算措置に起因するもの

財務部資産管理課の地区会館等の修繕に係るものである。

これらは、先行年度には後行年度に係る支出相当額分の予算を有していなかったもの（令和3・4年度及び同5・6年度）及び予算の範囲内で計画的に2か年度対応として修繕を実施したもの（同4・5年度）である。

担当部	担当課	年度(令和)	分割件数	契約案件数	備考
財務部	資産管理課	3年度・4年度	△1	△2	
		4年度・5年度	0	△1	案件数のみ減
		5年度・6年度	0	△1	案件数のみ減
小計①			△1	△4	△は減

## イ 区域又は施設単位あるいは工種別に発注する合理的理由があるもの

学校施設管理課の市立小学校体育館天井灯修繕工事（令和3年度）、市立小学校・中学校のCBふかし壁等緊急修繕（同6年度）及び教育委員会事務局学び育ち支援課の放課後こどもクラブLANコンセント修繕（同4年度）並びに都市基盤部基盤保全課の中央幹線水路照明灯具修繕（同4年度）については、場所及び事業者が異なるものであり、上記イに該当すると解される。

担当部	担当課	年度(令和)	分割件数	契約案件数	備考
教育委員会事務局	学校施設管理課	3年度	△1	△3	
	学び育ち支援課	4年度	△4	△34	
	学校施設管理課	6年度	0	△9	案件数のみ減
小計②			△5	△46	
都市基盤部	基盤保全課	4年度	△1	△3	
小計③			△1	△3	
合計ア①+イ (②+③)			△7	△53	△は減

その結果、分割に合理的理由がないとされた122件（契約案件数としては353件）から、7件（契約案件数としては53件）が除外され、分割件数は115件（契約案件数としては300件）となる。

## ② 122件の抽出母数（122件を除く調査対象全契約）について

全11,996件（監査委員事務局抽出数）から、上記①353件（分割件数としては122件）を除いた11,643件について、分割案件となるものが含まれていないか、改めて確認を行った。

関係各課に、本件報告書の作成の基礎となる資料を基に、同一会計年度に、契約金額の合計が130万円を超えると想定した施設（同一敷地又は同一丁目）において、同一工種又は同一事業者で契約金額の合計が130万円を超える契約について、「修繕の必要性を最初に把握した日」、「最初に見積りを依頼した日」、「契約日」、「契約日時点で、他契約の修繕事由・範囲を把握していたか」、「他契約と修繕区間、場所が、連続、隣接しているか」及び「契約が一括発注でない理由」等を確認した。

関係各課からの回答には、「修繕の必要性を把握した日」や「最初に見積りを依頼した日」等について、具体的に示されたものと、具体的な日が不明等とされたものが見受けられた。

修繕の経過については、後日においても説明できるよう記録等の整備が求められるところである。

本件監査においては、確認可能な日付を基に、本件調査結果及び関係各課から聴取した事情も踏まえ、判断した。

その結果は、以下のとおりで、分割案件に該当するものが見受けられた。

(詳細は別紙2参照)

**ア 「修繕の必要性を最初に把握した日」が同一で、一括して契約すべきであったもの**

「修繕の必要性を最初に把握した日」が具体的に示されているものである。また、関係各課は、契約日時点で他契約の修繕事由等を把握していたとしている。

都市基盤部は、基盤保全課の道路や水路の緊急修繕の6件（令和2年度から同6年度まで）である。

都市活力部は、スポーツ振興課の体育館の漏水修繕（同3年度）及び体育館の便所修繕（同6年度）の2件である。

担当部	担当課	年度(令和)	分割件数	契約案件数
都市基盤部	基盤保全課	2年度	1	2
		3年度	1	3
		4年度	1	2
		5年度	1	2
		6年度	2	6
小計①			6	15
都市活力部	スポーツ振興課	3年度	1	2
		6年度	1	2
小計②			2	4
合計①+②			8	19

**イ 「修繕の必要性を最初に把握した日」が不明であるが、契約日が同一又は近接で、関係各課が一括して契約すべきであったなどとしているもの**

都市基盤部は、同一事業者で同一契約日の基盤保全課の排気管修繕と自家発電設備修繕の1件（令和3年度）で、関係課が一括して契約すべきであったとしているものである。

教育委員会事務局は、同一事業者で契約日が1日違いの学校施設管理課の小学校の床修繕と棚修繕の1件（同2年度）で、新学期に向けた教室改修に係るものである。

担当部	担当課	年度(令和)	分割件数	契約案件数
都市基盤部	基盤保全課	3年度	1	2
小計①			1	2
教育委員会事務局	学校施設管理課	2年度	1	2
小計②			1	2
合計①+②			2	4

ウ 「修繕の必要性を最初に把握した日」が不明等、その他確認可能な日付は異なっているが、同一事業者との契約であり、関係各課が一括して契約すべきであったとしているもの

関係各課が一括して契約すべきであったとしているものである。

都市基盤部は、基盤保全課の道路の照明修繕や水路の遊歩道修繕等の12件（令和2年度から同6年度まで）である。

市立豊中病院事務局は、病院総務課の1階の雨水管修繕と6階の空調機器修繕の1件（同6年度）である。

担当部	担当課	年度(令和)	分割件数	契約案件数
都市基盤部	基盤保全課	2年度	3	7
		3年度	4	8
		4年度	2	4
		5年度	2	6
		6年度	1	2
小計①			12	27
市立豊中病院事務局	病院総務課	6年度	1	2
小計②			1	2
合計①+②			13	29

エ 見積書の日付及び契約日が同一で、一括して契約すべきであったと解されるもの

契約前の見積書記載の日付が同一であり、一括して契約すべき外形を有しているものである。

環境部は、公園みどり推進課の公園の鋼管柱と防球ネットの修繕の1件（令和2年度）である。

担当部	担当課	年度(令和)	分割件数	契約案件数
環境部	公園みどり推進課	2年度	1	2
合計			1	2

オ 見積書の内容から、一括して契約すべきであったと解されるもの

見積書番号が、先に契約したものと後に契約したもので逆転しているため、一括して契約すべき外形を有していると解したものである。

環境部は、公園みどり推進課の公園噴水のポンプ交換等に係る修繕の1件（令和6年度）である。

担当部	担当課	年度(令和)	分割件数	契約案件数
環境部	公園みどり推進課	6年度	1	2
合計			1	2

その結果、分割案件に該当するものは25件（契約案件数としては56件）となる。

## カ 分割の適否を特定し難いもの

分割の適否を特定し難いものについては、監査時点では、いずれの可能性もあり得るものとして区分した。（詳細は別紙3参照）

### (ア) 契約日が同一又は近接しているが、「修繕の必要性を最初に把握した日」が不明等であり、関係各課が分割案件ではないとしているもの

契約日が同一又は近接であることについて、各案件の対応が必要と判明した時期・内容等に相違がある場合には、早期に修繕を図る趣旨から別々に事務手続きを進めることはあり得るため、必ずしも一括して契約すべきとは言えないが、具体的な日付で、その点を確認できないものである。

環境部は、公園みどり推進課の公園の南側と北側でのフェンス修繕（令和2年度）及び公園展望台での屋上テント修繕と側溝修繕（同6年度）の2件である。

消防局は、消防総務課の局庁舎内3階でのパーティション撤去と4階での局長室壁面改修及び地下1階倉庫での木製棚設置に係る1件（同2年度）である。

教育委員会事務局は、学校施設管理課の小学校の保健室他5教室と校長室の間仕切り修繕に係る1件（同4年度）である。

担当部	担当課	年度(令和)	特定し難い数	契約案件数
環境部	公園みどり推進課	2年度	1	2
		6年度	1	2
小計①			2	4
消防局	消防総務課	2年度	1	3
小計②			1	3
教育委員会事務局	学校施設管理課	4年度	1	2
小計③			1	2
合計①から③			4	9

(イ) 見積書の内容等から、一連あるいは段階的工事であるか否かが特定し難いもの

環境部は、公園みどり推進課の緑地内の土砂流出対策での板柵設置修繕の1件（令和4年度）で、両案件の見積書に名称や形状寸法等に同様の記載があるものである。

教育委員会事務局は、学校施設管理課の小学校の防球ネットと同フェンス修繕の1件（同3年度）で、作業期間は、防球ネット修繕の2日後に同フェンスの修繕を開始したものとなっている。

担当部	担当課	年度(令和)	特定し難い数	契約案件数
環境部	公園みどり推進課	4年度	1	2
小計①			1	2
教育委員会事務局	学校施設管理課	3年度	1	2
小計②			1	2
合計①+②			2	4

これら分割の適否を特定し難いものの件数は、6件（契約案件数としては13件）となる。

### ③ 不適正な分割案件等の数について

全11,996件（監査委員事務局抽出数）について、監査結果は以下のとおりである。

本件報告書で、分割に合理的理由がないとされた122件（契約案件数としては353件）から、7件（契約案件数としては53件）が除外され、25件（契約案件数としては56件）を加えた、140件（契約案件数としては356件）が、不適正な分割案件となる。

項目	分割件数（件）	契約案件数（件）
本件報告書での数	122	353
前記①の減数	△7	△53
前記②の増数	25	56
合計	140	356
その他 分割の適否を特定 し難いものの数	6	13

### (2) 分割発注が行われた背景・要因

積算体制について、所管課においては、積算を担当する施設課に対して、積算の依頼しづらさを感じていたという事情も窺われる。

そのため、所管課内の事務手続きのみで可能な、第1号随意契約を適用すれば、積算を依頼することなく対応できるという意識、また、客観的に緊急性のあるものと事務を迅速に行う必要性があると認識するものが、明確に区別されることなく、早急に修繕に着手できる方法として、慣例的に第1号随意契約を適用していた状況も窺われる。

また、そもそも何を「1件の契約」とするかについて、例えば施工箇所が異なれば「1件の契約」でないとするなど、部局や職員によって解釈の相違も見られるところである。

今後、このような事象を無自覚に生じさせないためには、「1件の契約」とは何か、何が法令の趣旨に反する不適正な分割に該当するのかについて、複数者による確認体制の確保も含め、全庁共通の認識が醸成される必要がある。

また、行政目的の達成のために、実情に即した法令の選択・適用は、当該事務に限られたものではない。本来の事務のあり方に基づき適正な事務執行がなされるよう、法令規制趣旨の理解を徹底するなど、引き続き内部統制の整備を進める必要がある。

### (3) 見積書の徴取について

#### ① 見積書徴取に関する事実確認方法について

本件調査における提出資料及び関係職員・事業者への聴き取りにおいては、分割発注及び見積書の徴取について、金品等授受を伴う不正行為の事実は確認されなかったとされている。

調査が書類の提出及び聴き取りによらざるを得ず、強制力もない等、確認方法が限られることはやむを得ないところではあるが、処分される可能性がある状況下での聴き取り内容の信頼度等、調査について、客観性に欠ける点は否めない。これを補完する措置として、例えば、当該担当者着任後の特定事業者の受注急増の有無（書面確認）や担当者と特定事業者との接触急増の有無（他者証言）といった周辺状況に係る調査方法も検討の余地があったものと考えられる。

#### ② 調査対象期間内における、修繕案件以外の見積り徴取案件での他者見積り依頼案件の有無の確認

他者見積り依頼は、極めて不適正かつ金品授受等を伴う不正行為につながりかねない懸念のある行為であり、今回の調査期間内において、未確認領域（不明部分）を残さない（修繕工事での一定数の事案が確認された以上、他の同様の懸念のある契約事案について、該当事案なしとはし得ない。）ことが必要であり、職員への確認等、可能な対応の検討が求められるところである。

#### ③ 1者への他者見積り徴取等依頼について

1者への他者見積り徴取等依頼に関しては、監査した限り明らかな金品授受等を伴う不正行為の事案・意図は確認されていないものの、契約に関わる職員として、複数の見積り徴取の趣旨に反することは容易に認識し得る行為であり、適正な契約を故意に装う行為とも評価され得る極めて不適正な行為である。

金品授受等を伴う不正行為の有無に関しては、監査した限りにおいてその事実が確認されなかったというにとどまり、なかったと結論し得るものではない。

見積書の徴取をひとつの事業者に取りまとめをさせたことについて、関係職員においては、複数の見積書を徴取する趣旨・必要性を十分に認識していたはずであり、職員自身に経済的利益がなかったとしても、契約の透明性・公正性・公平性・競争性を大きく損なうものであることは、十分予測できたところである。

このことは公金の支出を預かる公務員として強く認識しなければならないことであり、金品授受等を伴う不正行為の意図がないとしても、本来のルールを逸脱し、外形上ルールに則った適正な契約を装う行為とも言い得る事務処理である。

本件報告書においても、再発に向けた改善策は示されており、そのうちの多くは既に実施されているが、金品授受等を伴う不正行為の未然防止の観点からも、組織全体での徹底が強く求められるところである。

今後、仮に具体的な証拠を伴う新たな事実が生じた場合は別途確認の必要性が生じることとなる。

#### ④ 見積書の徴取

監査した限りにおいて、2者見積りで概ね又は必ず一方が受注している組み合わせ、3者見積りで1者のみ受注の組み合わせ等が見受けられる。

2者見積りで、例えば、A社受注の168件のうち167件の相見積り先がB社である事例、C社受注の95件のうち93件はD社が相見積り先の事例などが見受けられる。3者見積りでは、E・F・G社の組み合わせ16件でE社のみが受注している事例などが見受けられる。

見積り依頼事業者側での何らかの調整懸念もあり、複数事業者から見積りを徴取しているが、実質的な競争が図られず、形式的なものとなっている可能性もある。

契約検査課では把握していないということであるが、見積り徴取についての一般的な周知のほか、こうした状況を踏まえた個別の対応が必要と考える。

なお、見積り徴取の記録等が十分でない案件が見受けられた。この点は、令和7年10月6日付通知「見積り合わせにおける見積書の徴取について」が発出され、改善が図られているが、事後検証及び説明責任の観点から、引き続き適切な運用を図られることが必要である。

#### (4) 市への損害発生（経済的損失）について

本件報告書では、分割案件について、一括発注を仮定した検証工事額（参考値）を簡略的に算出し、実際の契約金額合計と比較して、市に明確な財産的損害は生じていないとしている。

該当案件に係る通常的设计・積算と契約金額（見積り金額）との比較ではないため、比較方法としての精度は必ずしも高いとは言えないところもあるが、調査のために該当全件に関して、通常的设计・積算を実施することは、コスト面から第一選択肢としては採用しがたい。

市で実施された簡略的積算方法を確認したところ、下記の「簡略的試算概要」のとおりであり、一定の確からしさを有し、結論において相応の合理性があると考えられることから、検証方法が直ちに不合理であるとまでは言えない。

ただし、所管課からの聴取において、今回の検証工事額には積算していないが、一括工事とした場合、警備員や仮設等の費用がさらに追加となるのに対し修繕工事ではこれらの費用が不要との説明を受けた。このことに関して、合理的理由があれ

ば分割は認められるところ、その部分でコスト削減できるから分割に合理的な理由があるような考え方は、安全確保を軽視するものであり許されないことを念のため付言しておく。

なお、本監査において、新たに法令等の趣旨に反する不適正な分割発注としたものについては、同様に、市への損害発生がないかの検証が必要と考えられる。

〈簡略的試算概要〉

施設課における積算事例

①直接工事費＋②共通仮設費＋③現場管理費＋④一般管理費＝⑤工事価格

⑤工事価格＋消費税＝⑥工事費となる。

- ・ ①直接工事費は、見積書から抜粋。
- ・ ②共通仮設費は、①直接工事費×共通仮設費率で算定。
- ・ ③直接工事費＋共通仮設費が純工事費となる。現場管理費は、純工事費×現場管理費率で算定。
- ・ ④純工事費＋現場管理費が工事原価となる。一般管理費は、工事原価×一般管理費率＋契約補償費で算定。
- ・ ⑤工事原価＋一般管理費が工事価格となる。
- ・ ⑥工事価格＋消費税等相当額が工事費となる。

## 第5 意見

### 1. 不適正な事務処理が行われた原因

現場状況等の外的要因から時間的制約（期限）のある案件において、入札方法が選択できず、従来第5号随意契約が厳格運用されていたことにより、現場対応上の要請と選択可能な事務手続きの関係に苦慮する中、事務執行上の工夫として、案件を少額随意契約可能な単位に分割し、第1号随意契約可能な外形を整えたと見受けられる状況も窺える。

管理監督職員の不十分なマネジメント等組織体制的な問題、関係職員の法令遵守意識の希薄さ、担当事務に係る法令及び契約制度に対する理解不足、前例踏襲的な事務慣行、設計・積算に係る業務執行体制上の制約、統一的な判断基準が明確ではない中での、分割契約にあたるかどうかの判断に係る事案の個別性等が影響しているものと考えられる。

こうした点は大きな反省事項である一方、発注業務実施部局には、必ずしも設計・積算業務を行いうる技術職員が配置されているものではなく、また設計・積算依頼を受ける部局においても、当該件数状況や時間的な対応上の制約が生じ得ることも相まって、発注業務実施部局において、依頼しがたいと感じる体制上の課題も一定あるように見受けられる。

## 2. 今後の改善に向けて

### (1) 再発防止策の必要性

本件分割契約に関する事案については、契約事務の透明性・公正性・公平性・競争性の確保といった観点から、事務執行上、改善すべき課題が様々確認されたところである。

市の契約事務は、市民の信頼の下で適正に行われることが不可欠であり、市民福祉の向上に十分配慮しつつも、その手続きや運用については、法令や関係規程の趣旨を十分に踏まえた対応が重要である。

今後、同様の事態を生じさせないためには、既に講じられた再発防止策を徹底するとともに、必要に応じ、適宜見直していくことが求められる。

### (2) 今回の件を踏まえ、既に実施されている改善策の概観

本件を契機として、実施されている主な改善策は以下のとおりであり、令和8年2月24日付で、市議会に対して、令和6年度一般会計及び病院事業会計決算不認定に係る措置の報告がなされている。

- ① 見積書徴取に係るルールを作成（令和7年10月6日）  
公平性や透明性の向上を目的として、見積書徴取の作業や管理をルール化。
- ② コンプライアンス遵守に関する職員への通知（同10月10日）  
「法令等で定められた手続きを省略、変更しないこと」、「公平・公正に事業者に対応すること」、「合理的理由なく恣意的に細分化して発注しないこと」。
- ③ 監査委員へ監査を依頼（同10月16日）  
地方自治法第199条第6項の規定に基づく監査を監査委員へ依頼。
- ④ 公正取引委員会へ報告（同10月22日）  
見積書徴取に関する不適切事案について、公正取引委員会へ報告（契約事務の執行状況調査結果報告書、分割案件一覧表を提出。）。
- ⑤ 豊中市随意契約ガイドラインを改訂（同10月30日）  
契約事務を適正に執行するため、豊中市随意契約ガイドラインを改訂。

- ⑥ 市長が全職員へ通知（同12月2日）  
前例踏襲型の事務慣行がないかすべての仕事を見直して確認し、職員一丸となって変革を遂げていくこと。
- ⑦ 豊中病院事業管理者、総長、病院長が病院職員へ通知（同12月10日）  
事務慣行の見直し、変革の加速化・強化に主体性をもって取り組むこと。
- ⑧ 職員が市長に直接提案できる仕組みの運用を開始（同12月11日）  
事務改善について職員が市長に直接提案できる仕組みの運用を開始し、必要な改善を速やかに実施。
- ⑨ コンプライアンス遵守に関する事業者への通知（令和8年1月7日）  
「市職員からの見積書取りまとめの求め等に決して応じないこと」。
- ⑩ 入札公告前の事業者への案内に関する職員への通知（同3月2日）  
「案内の公平性確保」、「案内記録の保存」、「公表前情報の秘匿」を徹底すること。
- ⑪ 入札における競争性の確保等に関する職員への通知（同3月5日）  
「一般競争入札における一者応札への対応」、「指名競争入札における指名の適正化」を図ること。
- ⑫ オープンカウンター方式の導入  
調達競争性を高めるため、令和8年度からオープンカウンター方式（見積りの相手方を特定せず公募形式により広く見積書の提出を募り契約の相手方を決定する方式）を試行導入し検証を進める。
- ⑬ 契約結果の公表  
調達、売払いの透明性を高めるため、これまで公表していなかった競争入札の結果を令和8年度から公表し検証を進める。
- ⑭ 入札参加資格審査申込（事業者登録）機会の拡大  
調達競争性を高めるため、入札参加資格審査の申込機会（登録事業者数を増やす機会）の拡大に向け、まずは令和8年度から市内事業者の随時登録を導入し、検証を進める。

#### ⑮ 内部統制制度の強化

令和8年度のリスク評価シートの項目に「不適切な分割発注」、「見積書徴取の誤り」を追加し事務を点検する。また、契約事務の評価、改善のプロセスを強化するため、令和8年度の内部統制制度の重点項目に契約事務を再設定する。

### (3) 改善策の着実な実施、事務執行上の障壁等に即した適宜の改善、研修の実施等

本件を踏まえ、契約事務手続きの見直し、関係職員への周知・指導の実施等、再発防止に向けた改善策が既に講じられているところであり、これらの対応に関しては、確実な実行が求められる。

第5号随意契約の適用についても、再整理がなされたところであり、真に緊急と認められる案件に関しては、法令の範囲内で第5号随意契約の適用が可能となるような運用が図られているが、一方で、真に緊急性が認められない案件にまで、安易に適用するような事態は避けなければならず、これまで以上に事務の執行時期等への十分な配慮が必要である。

契約事務手続きの適正な運用は担当部署や担当者の判断に依拠する側面も大きいことから、改善策が形骸化しないよう、定期的な運用状況の点検や適宜の見直し、職員に対する研修及び事務執行にあたる関係各所属・職員からの有意な意見を含めた情報共有の継続的实施が求められる。

### (4) その他（第1号随意契約適用に係る要留意事項）

契約検査課において一部把握しているものもあるが、監査した限り、10万円以上の契約で、1件127万円（上限額の約98%）超えの契約も335件（10万円以上の案件6,901件中の4.85%）見受けられる。

うち1者見積りは、74件（同2.66%）であるが、随意契約ガイドラインで示された見積徴取者数を1者とすることができる「緊急を要するとき」、「特定の者と契約することが有利と認められるとき」の運用にあたっては、疑義の生じない要件適合性が求められる。

また、見積り依頼に関しては、複数者見積り、1者見積りの場合を含め、見積り依頼者数等の状況を見積り依頼先に伝えない等の対応も望まれるところである。

## 結語

本件調査報告書において、様々な改善策を講じて、今後、二度と同様の事態を繰り返さないとの決意を読み取ることができる。

しかし、これまでも、豊中市において、随意契約ガイドラインが作成され、契約事務のあるべきフローも明示されていたにもかかわらず、あるべき契約手続きからの逸脱があったことからすれば、改善策が上手く機能するか否かの検証が必要である。

例えば、見積書徴取について、オープンカウンター方式を試行導入するとのことであるが、事業者選定と見積依頼の手間が省けて事務の効率化が図られるというメリットがある一方、参加者が集まらないリスク、公募情報や公開周知の手間やコストが発生するなどのデメリットもあるとされている。

そのため、今後、適宜の時期において、包括外部監査人の意向を確認しつつ、包括外部監査の対象事項として、今回の事案に係る検証を行うことができるテーマ選定について検討されることが有用と考える。

また、本監査は、体制、時間その他の監査資源及び把握し得る情報に制約がある中で、必要かつ有効と考えられる監査手法を選択して実施したものである。このため、本監査結果は、監査において把握し得た事項の限りにおけるものであり、このこと以外に事務執行上何ら問題のないことを確認、又は保証するものではないことを申し添える。

最後に、本件を一過性の事案とすることなく、制度・意識・体制面にわたり、より適切な事務執行体制の確立に向け、尽力されることを強く望むものである。